

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4.6.17	契約解除	変更前	営業所	418080	北池田簡易郵便局	○	大阪府和泉市池田下町236-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.6.30	契約解除	変更前	営業所	647880	黒鳥簡易郵便局	○	高知県安芸市黒鳥吉川251	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.6.30	契約解除	変更前	営業所	718280	笹倉簡易郵便局	○	熊本県阿蘇市波野小地野1642-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.6.30	契約解除	変更前	営業所	817380	山下駅前簡易郵便局	○	宮城県亘理郡山元町山寺頭無161-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.7.8	契約解除	変更前	営業所	237100	金谷中町簡易郵便局	○	静岡県島田市金谷中町2126	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.7.16	住居表示変更	変更前	郵便局	210970	豊田北郵便局	-	愛知県豊田市四郷町森前185	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	210970	豊田北郵便局	-	愛知県豊田市四郷町森前南26-2	-	○	○	○	○	○	-	
R4.8.1	住居表示変更	変更前	郵便局	090570	オルトヨコハマ内郵便局	-	神奈川県横浜市神奈川区新子安1-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	090570	オルトヨコハマ内郵便局	-	神奈川県横浜市神奈川区新子安1-2-4	-	○	○	○	○	○	-	
R4.8.1	住居表示変更	変更前	郵便局	510110	上下郵便局	-	広島県府中市上下町上下1867-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	510110	上下郵便局	-	広島県府中市上下町上下1867-5	○	○	○	○	○	○	-	
R4.8.1	移転	変更前	郵便局	321940	大沢野笹津郵便局	-	富山県富山市笹津408	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	321940	大沢野笹津郵便局	-	富山県富山市下夕林467-1	-	○	○	○	○	○	-	
R4.8.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	228260	白浦簡易郵便局	○	三重県北牟婁郡紀北町白浦98-2	○	○	○	×	○	○	-	
R4.8.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	238820	春野宮川簡易郵便局	○	静岡県浜松市天竜区春野町宮川1467-3	○	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4.8.1	業務変更	変更前	郵便局	557600	下関田倉簡易郵便局	○	山口県下関市田倉252-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	557600	下関田倉簡易郵便局	○	山口県下関市田倉252-1	-	○	○	×	○	○	-	
R4.8.1	業務変更	変更前	郵便局	768550	西木場簡易郵便局	○	長崎県松浦市御厨町西田免宮ノ山823-12	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	768550	西木場簡易郵便局	○	長崎県松浦市御厨町西田免宮ノ山823-12	○	○	○	×	○	○	-	
R4.8.1	移転	変更前	営業所	797250	円簡易郵便局	○	鹿児島県大島郡龍郷町円652-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	797250	円簡易郵便局	○	鹿児島県大島郡龍郷町円468	○	○	○	×	○	○	-	
R4.8.1	業務変更	変更前	郵便局	827320	下枝簡易郵便局	○	福島県郡山市中田町下枝久保154	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	827320	下枝簡易郵便局	○	福島県郡山市中田町下枝久保154	-	○	○	×	○	○	-	
R4.8.1	業務変更	変更前	郵便局	847290	追子野木簡易郵便局	○	青森県黒石市追子野木3-223-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	847290	追子野木簡易郵便局	○	青森県黒石市追子野木3-223-1	-	○	○	×	○	○	-	
R4.8.1	業務変更	変更前	郵便局	847880	前田屋敷簡易郵便局	○	青森県南津軽郡田舎館村前田屋敷東中野16-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	847880	前田屋敷簡易郵便局	○	青森県南津軽郡田舎館村前田屋敷東中野16-4	-	○	○	×	○	○	-	
R4.8.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	947440	大磯簡易郵便局	○	北海道松前郡松前町大磯2	○	○	○	×	○	○	-	
R4.8.1	業務変更	変更前	郵便局	997500	津別豊永簡易郵便局	○	北海道網走郡津別町豊永51-8	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	997500	津別豊永簡易郵便局	○	北海道網走郡津別町豊永51-8	○	○	○	×	○	○	-	
R4.8.2	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	847080	下前簡易郵便局	○	青森県北津軽郡中泊町小泊下前206-4	○	○	○	×	○	○	-	
R4.8.8	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	200680	名古屋東谷山郵便局	-	愛知県名古屋守山区大字上志段味字稲堀田新田1893-1	-	○	○	○	○	○	-	
R4.8.8	移転	変更前	郵便局	232640	富士宮青木郵便局	-	静岡県富士宮市青木325-26	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	232640	富士宮青木郵便局	-	静岡県富士宮市外神1172-1	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4.8.8	移転・改称	変更前	郵便局	310790	小松大文字郵便局	-	石川県小松市大文字町139-3	-	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	310790	小松芦城郵便局	-	石川県小松市錦町78-1	-	○	○	○	○	-	
R4.8.8	移転	変更前	郵便局	471790	中山路郵便局	-	和歌山県田辺市龍神村柳瀬1020-3	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	471790	中山路郵便局	-	和歌山県田辺市龍神村柳瀬908	○	○	○	○	○	-	
R4.8.15	移転	変更前	郵便局	790370	坂嶺郵便局	-	鹿児島県大島郡喜界町坂嶺2028-3	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	790370	坂嶺郵便局	-	鹿児島県大島郡喜界町大字坂嶺2059-4	○	○	○	○	○	-	
R4.8.22	移転・再開	変更前	郵便局	010810	浅川郵便局	-	東京都八王子市高尾町1528	-	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	010810	浅川郵便局	-	東京都八王子市高尾町1210-1	-	○	○	○	○	-	
R4.8.22	移転	変更前	郵便局	231440	袖浦郵便局	-	静岡県磐田市海老島661-2	-	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	231440	袖浦郵便局	-	静岡県磐田市中平松434-2	-	○	○	○	○	-	
R4.8.22	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	243770	岐阜西中島郵便局	-	岐阜県岐阜市西中島7-12-16	-	○	○	○	○	○	-
R4.8.22	移転・改称	変更前	郵便局	416860	守口金田郵便局	-	大阪府守口市金田町6-1-6	-	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	416860	守口金田町二郵便局	-	大阪府守口市金田町2-57-10	-	○	○	○	○	-	
R4.8.29	移転	変更前	郵便局	512800	阿多田島郵便局	-	広島県大竹市阿多田185	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	512800	阿多田島郵便局	-	広島県大竹市阿多田193	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。